

国土交通省からのお知らせ②

短期入院協力病院・短期入所協力施設をご紹介します。

1. 短期入院協力病院・短期入所協力施設とは

国土交通省では、「介護料受給資格をお持ちの方」の短期入院・短期入所（1回の入院・入所が原則2日以上14日以内（リハビリ目的での短期入院を利用する場合は30日以内））を積極的に受け入れする一般病院を「**短期入院協力病院**」（うち10か所を「**重点支援病院**」）、障害者支援施設等を「**短期入所協力施設**」（うち10か所を「**重点支援施設**」）として指定し、協力病院・協力施設の受入体制整備・強化を支援しています。



国土交通省

2. 全国の短期入院協力病院・短期入所協力施設

協力病院及び協力施設の詳細は下記QRコードを読み取りいただき、国土交通省HPのご案内よりご確認ください。



国土交通省HP



3. 短期入院・短期入所の利用にあたって

様々なご事情により急に利用せざるを得ない状況になった場合、利用方法や手続き、病院・施設等の環境に不安をいだかないためにも、お近くの協力病院・協力施設の見学や職員との面談等による情報収集をされてはいかがでしょうか。

いざというときには、試す時間はございませんし、初めての利用は不安感も大きくなります。いざというときに安心してお任せできる病院や施設を探されたり、試されることは大切です。

短期入院・入所の利用にあたりご不明な点（利用方法やサービス内容を知りたい、病院・施設へ連絡してみたい）等がございましたら、ナスバ支所までお気軽にご相談ください。



4. 重点支援病院について

国土交通省では、「治療により機能改善しても、退院後も継続的にリハビリが必要である」との声を受け、令和4年度から短期入院協力病院のうち、意欲的にリハビリを提供する10の病院を重点支援病院に指定しています。

リハビリ目的でのご利用もご検討ください。



都道府県	病院名	所在地	電話番号
北海道	社会医療法人医仁会 中村記念病院	札幌市中央区南1条西14-291-190	011-231-8555
宮城	医療法人社団葵会 葵会仙台病院	仙台市若林区荒井東1-6-8	022-380-1000
東京	医療法人社団永生会 永生病院	八王子市梶田町583-15	0120-001-083
石川	社会福祉法人恩賜財団済生会 石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13-6	076-266-1060
愛知	愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院	田原市神戸町赤石1-1	0531-22-2131
大阪	社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院	高槻市白梅町5-7	072-683-1212
広島	医療法人光臨会 荒木脳神経外科病院	広島市西区庚午北2-8-7	082-272-1130
愛媛	医療法人財団尚温会 伊予病院	伊予市八倉906-5	089-983-6877
福岡	国家公務員共済組合連合会 新小倉病院	北九州市小倉北区金田1-3-1	093-571-1031
沖縄	社会医療法人友愛会 豊見城中央病院	豊見城市字上田25	098-851-0501

5. 協力病院の指定解除について（令和8年1月16日・2月3日及び13日付）

以下の協力病院の指定を解除しました。

都道府県	病院名	所在地	電話番号
新潟	社会医療法人桑名恵風会 桑名病院	新潟市東区河渡甲140	042-465-0700
京都	医療法人清仁会 亀岡シミズ病院	亀岡市篠町広田1丁目32-15	0771-23-0013
宮崎	医療法人社団晴緑会 宮崎医療センター病院	宮崎市高松町2-16	0985-26-2800
兵庫	医療法人若葉会 六甲病院	神戸市灘区土山町5番1号	078-851-8558
沖縄	医療法人真徳会 沖縄メディカル病院	南城市佐敷津波古西原2310	098-947-3555
茨城	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	ひたちなか市石川町20番地1	029-354-6871
長崎	医療法人外海弘仁会 日浦病院	長崎市下黒崎町1402	0959-25-0039

国土交通省からのお知らせ④

令和8年度に実施の「受入環境整備事業」をご紹介します。

「介護者なき後」を見すえ、被害者ご本人及びご家族が安心して生活を送ることができる環境を整備するため、令和8年度も引き続きグループホーム及び障害者支援施設に対して、介護器具導入や人材確保等に係る経費への補助をします。日頃利用されているグループホームや施設へご紹介いただけますと幸いです。

*詳細は決まり次第、報道発表や国土交通省公式Xアカウントにおいて発信を行う他、下記QRコードの国土交通省HPに掲載します。

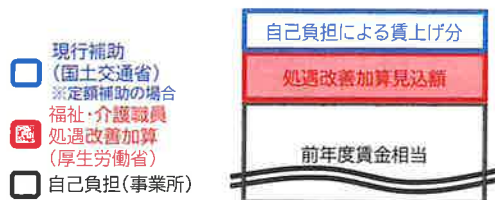
～令和8年度から逡減措置の廃止及び人件費支援が手厚くなりました～

①既設事業者における事故被害者の新規受入がない場合の25%逡減は廃止

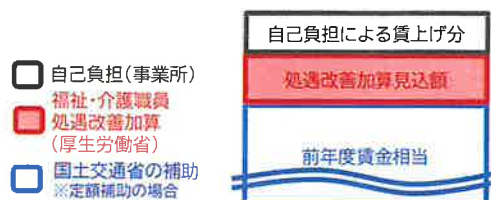
②人件費支援の拡充

＜新設（増設）＞ 最大3ヶ月分の賃金＋法定福利費 ⇒ 最大12ヶ月分の賃金＋法定福利費
＜既設＞ 自己負担による賃上げ分 ⇒ 前年度賃金相当＋法定福利費

＜見直し前＞



＜見直し後＞



1. 補助対象事業者

・グループホーム ・障害者支援施設

2. 補助の要件

自動車事故による重度後遺障害者（以下の要件のいずれかを満たす方）が入所していること、又は今後、具体的な入所の見込みがあること 等

- ・ ナスバ介護料受給資格
- ・ 自動車損害賠償保障法施行令 別表第1第2級 以上

3. 補助の内容

職員賃金等

介護器具等購入費

求人情報発信費

研修受講費

【補助上限額】

＜新設（増設）＞ 1事業所 1,500万円
＜既設＞ 1事業所 1,000万円



国土交通省HP



公式Xアカウント



@jibaiseki_mlit

制度に関するお問い合わせ先
物流・自動車局保障制度参事官室
TEL : 03-5253-8111(内線41418)
Mail : hqt-jidousyajiko-hosyo@gxb.mlit.go.jp

国土交通省からのお知らせ⑤

令和8年度に実施の「在宅療養環境整備事業」をご紹介します。

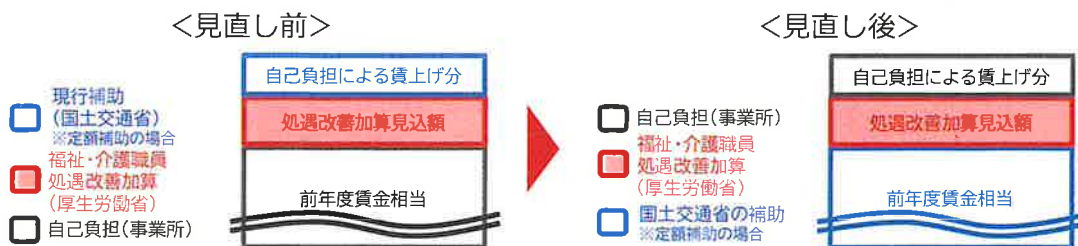
「介護者なき後」においても在宅生活を選択できる環境を整備するため、令和8年度も引き続き居宅介護事業所及び重度訪問介護事業所に対して、人材確保等に係る経費への補助をします。日頃利用されている居宅介護事業所や重度訪問介護事業所へご紹介いただけますと幸いです。

* 詳細は決まり次第、報道発表や国土交通省公式Xアカウントにおいて発信を行う他、下記QRコードの国土交通省HPに掲載します。

～令和8年度から人件費支援が手厚くなりました～

①人件費支援の拡充

<新設> 最大3ヶ月分の賃金+法定福利費 ⇒ **最大12ヶ月分の賃金+法定福利費**
<既設> 自己負担による賃上げ分 ⇒ **前年度賃金相当+法定福利費**



1.補助対象事業者

・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所

2.補助の要件

自動車事故による重度後遺障害者（以下の要件のいずれかを満たす方）が利用していること、又は今後、具体的な利用の見込みがあること 等

- ・ ナスバ介護料受給資格
- ・ 自動車損害賠償保障法施行令 別表第1第2級 以上

3.補助の内容

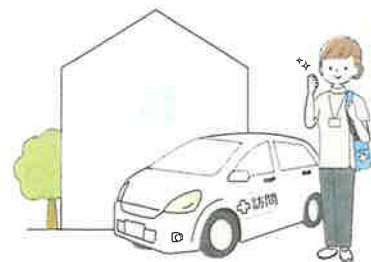
職員賃金等

求人情報発信費

研修受講費

【補助上限額】

<新設> 1事業所 300万円
<既設> 1事業所 200万円



ナスバからのお知らせ①

ナスバの自動車事故による重度脊髄損傷者専門病床とは？



事業内容

自動車事故被害者の方を対象として、全国4病院の一部病床を活用し、「残存機能の維持・強化」や「ADLの改善」等を目的として、重点的にリハビリテーションを提供する機会を確保する事業です。

当該病床では、入院患者の残存機能を活かすことを主眼に、「在宅環境におけるADL向上」や「社会復帰に向けた訓練」等、患者ごとの目標に応じた手厚い治療・看護・リハビリテーションを一体的に提供いたします。

なお、当該病床(ナスバ病床)は、国土交通省が行う重度脊髄損傷者受入環境整備事業(モデル事業)に基づく事業であり、各ナスバ病床受託病院には、医療の提供とともに、治療等に関する事業検証も含めご協力いただいております。

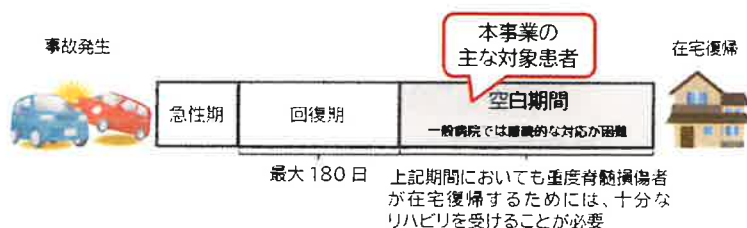
入院対象

- ① 自動車事故により脊髄を損傷し、急性期病院による治療が完了している等、リハビリテーションによる治療が可能な方。
- ② 脊髄障害自立度評価法 (Spinal Cord Independence Measure Version III : SCIM-III。以下「SCIM」。) による点数で20点以下※で治療及び常時介護が必要である方。

SCIMの20点以下

※個人差があるものの、概ね脊髄を損傷し生活全般において全介助が必要な方が該当

【本事業が対象とする受入れ患者のイメージ】



自動車事故により重度の脊髄損傷を負った者のうち、在宅復帰まで1年超の期間を要した者が7割(うち2年以上が3割)

※5.1 重症脊髄損傷者の平均年齢は60歳、受入後30日以内に在宅復帰する患者は約1割

- ◆ なお、入院にあたっては、事前に病院による入院審査があります。入院を希望される方は、各ナスバ病床受託病院にお気軽にお問い合わせください。
- ◆ 介護料を受給している方は、当該モデル事業を利用しての入院にあたっては、介護料受給資格が喪失しますので、ご注意ください。

入院期間

概ね最大2年

※ 容態や状況に応じて入院期間は異なるため2年間の入院を保障するものではありません

保険

各種保険のほか
公的助成使用可能

※ 詳細は各ナスバ病床受託病院へお問い合わせください。



事業に関する詳細は、QRコードよりご確認ください。



～WAMNETの障害者福祉サービス情報検索ご紹介～

介護料受給者の皆さまから障害者福祉サービス（訪問系サービスや施設系サービスなど）のお問い合わせが寄せられております。

障害福祉サービスを利用するには、市区町村の障害福祉の窓口において、専門の相談員に聞くことが大事ですが、皆さまがインターネットで調べられるサイトがございますので、その情報サイトをご紹介します。

ご紹介するのは、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合サイトである「WAMNET」（ワムネット）です。このサイトの中に、「障害者福祉サービス等情報検索」のページがあり、市区町村ごとの訪問系サービスや施設系サービスなどの各種サービスを検索することができます。気になったサービスや施設の情報が出ますので、ご利用してみたいかがでしょうか。

介護料ポータルマイページ（ナスバリンク集）にも掲載していますので、ご活用ください。

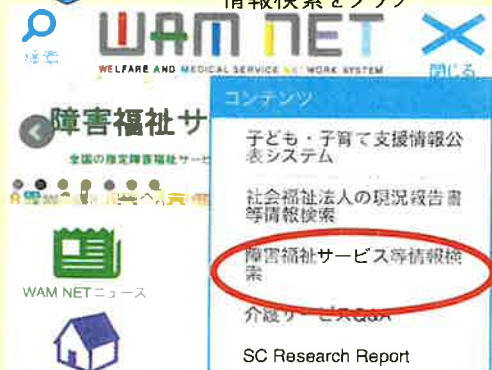
URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/sppub/top/>



①トップ画面のメニューをタップ



②障害福祉サービス等
情報検索をタップ





～訪問支援のご協力をお願い～



(ナスバから訪問支援の連絡があった際は、ご協力をお願いいたします。)

訪問支援とは？

ナスバでは、受給資格者やその介護者の方を対象に日頃の介護に関する悩みやご相談を伺う訪問支援を行っております。

必要に応じて様々な情報提供を行うとともに、ナスバの介護料制度(介護用品の購入に対する助成や短期入院・入所制度等)のご案内や、ナスバへのご要望についてもあわせてお伺いしています。

【日程について】

順次調整を行いながら実施しております。一部支所では、平日のみでなく、土曜日でも対応可能な日がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

【確認事項について】

訪問支援においては、介護保険や労災保険等との併給がないかどうかについて確認させていただいております。

みなさまにはお手数をおかけしておりますが、重ねてのご協力をお願いいたします。

また、個別に訪問支援を希望する方がいらっしゃいましたら、お気軽に最寄りのナスバ(主管)支所(P29参照)にご相談ください。

Webを活用したリモート方式による訪問支援も実施しています

パソコン、スマートフォン及びタブレットなどを使用したオンラインによる訪問支援を引き続き実施しています。

リモート方式による訪問支援を希望される方(インターネットに繋がる機器をお持ちでない方には、当該機器を無料でお貸しすることができます)は、訪問支援のご案内がありましたら最寄りのナスバ(主管)支所(P29参照)にお伝え願います。

(リモート方式による訪問支援の留意点)

- ・現在は、オンラインツール「Zoom」又は iPhone 等による「FaceTime」にてご案内しています。
- ・貸出しする機器は「タブレット端末・広角レンズ・モバイルWi-Fiルーター」です。
- ・貸出しする機器を使用する場合を除き、発生する通信料はご負担いただきます。

引き続き、ご理解ご協力方、何卒よろしくお願いいたします。





次回(9月期)の介護料請求について



介護料請求書類提出期日:各主管支所より事前に通知します

請求対象月:令和8年6月～令和8年8月分

提出書類:「介護料請求書」「訪問看護等費用領収証明願などの証明書類」添付

オンラインによる下限額請求は8月1日から手続きが可能です

※オンライン請求できるのは下限額の請求のみです

重要

労災保険や介護保険とナスバの介護料は併給できません！

介護料受給資格者が、労働者災害補償保険法に基づく介護(補償)給付や介護保険法に基づく介護給付及び予防給付(居宅介護サービス、福祉用具レンタル等)を受けた場合は「**介護料受給資格喪失**」となり、重複して保険給付を受けた期間に受給した介護料は返還していただくことになりますのでご注意ください。

※ 気になる点等、詳細は最寄りのナスバ(主管)支所(P29参照)にお問い合わせ下さい。

● 注意すべきケース例 ●

【労災保険】

業務上又は通勤途上における事故で受傷された方が、当初は労災保険の介護(補償)給付を受けていなかったが、その後、労働基準監督署から請求教示があり、労災保険の給付を受けることになったケース。

● 注意すべきケース例 ●

【介護保険】

65歳になるまで障害者総合支援法に基づくサービスを使っていた方が、その後も利用しているサービスの名称や内容に変化がなかったため、介護保険に基づくサービスに切り替わっていたことに気付かなかったケース。

※特に介護保険対象年齢にあたる65歳以上の方はご注意ください！

介護保険の対象年齢となる65歳以降の受給者において、引き続き、障害者支援サービスの利用を希望される場合、その可否は、在住されている自治体において個別に判断されます。

※原則、介護保険サービスの利用が優先されます

このため、障害者支援サービスの引き続きの利用を希望することに関して、受給者等が自治体に申し入れを行う機会がありましたら、ご希望により、その際にナスバ職員が同行して自治体(特別区・市町村の障害福祉および介護保険の担当等)に対し、介護料制度、介護料と介護保険との関係性等の説明を行うお手伝いは可能ですので、65歳になる前に、一度、最寄りのナスバ(主管)支所(P29参照)、訪問支援の際や各主管支所の在宅介護相談窓口(裏表紙参照)にお問い合わせください。

なお、ナスバからは、医療・保健福祉の観点からのコメント(当事者への適切な介護サービスの案内)はできません。

なお、**40歳以上65歳未満の方**においても、16種類の特定疾病が原因で要介護状態となった場合には、申請により介護保険第2号被保険者となるケースがあり、この場合も「**介護料受給資格喪失**」となりますので、担当のケアマネージャーと意思疎通を図り、十分にご注意下さい。

ナスバ介護料の 請求が

ご登録された多くの方から
ご好評の声をいただきました！

スマホで 簡単・ 便利に！



2024年4月よりナスバ介護料ポータルを開設します！
スマホを使ってオンライン請求や支給金額の確認などが

- ✓ いつでもできます！
- ✓ どこからでもできます！

ナスバのホームページからマイページにアクセス！

マイページに登録！

留意点

- マイページから可能な介護料請求は下限額の場合のみです。下限額を超えての請求をされる場合は、これまでどおり郵送での受付となります。
- 介護料の請求はスマホ・タブレット・パソコンで可能です。
- メールでの介護料請求は2024年3月請求期をもって廃止になります。
- マイページ利用にかかる通信料は利用者様の負担となります。



独立行政法人自動車事故対策機構

こんな機能があったらいいなという声をお聞かせください



請求以外にも 便利な機能がたくさんあります!

オンラインで 介護料請求手続きが できる!

全国どこにいても、介護料の
下限額請求をはじめ、振込口
座の変更手続きも、オンライン
請求[※]で便利に行えます!
書類郵送などの手間がかかり
ません。
ちょっとした外出先や寝る前の
隙間時間を有効活用!



各種登録情報や 請求状況が確認できる!

ご自身の登録口座や住所等
の情報、介護料請求状況、
過去の支給額の履歴が確
認できます。
どの口座に入金される?今
期請求したかな?前期請求
忘れてないかな?
そんな不安を一気に解決!



メールでの お知らせ機能!



毎期ごとの介護料請求の受付開始や、締め
切り日が近くなった時、介護料の振込が完了
した際にメールでお知らせします!
その都度お知らせが届くので、請求忘れの
防止や気になる振込日がわかって安心です!

ナスバからの お知らせ掲示板!



介護料請求に関するお知らせや、機関紙「ほ
ほえみ」の発送のお知らせに加え、災害時
には、政府・自治体の防災情報を発信し、
被災者支援を致します。
皆さまが気になるお役立ち情報をどんどん提
供します!

過去から最新号まで! 電子版「ほほえみ」の 閲覧できます!

機関紙「ほほえみ」の電子版をいつでもどこ
でもスマホで閲覧ができます。文字を拡大し
て読めるので、体への負担が少ないです!



スマホだから寝ながら読めるよ!

電子版 「介護料受給の手引き」 の閲覧ができます!

スマホで各種手続きの確認や支
給対象サービス・対象品目の確
認ができます! 制度が改正になった際も、常
に最新の情報を確認できます。外出先でも
対象品目や上限数の確認ができます!



※1 介護料のオンライン請求は、スマホ・タブレット・パソコンで可能です。

※2 紙による郵送での請求も引き続き受付しております。

ナスバちゃん、今年も挑戦します！



ゆるナビニュースにて、今年の開催決定が発表されました！

詳しくはこちらから https://www.yurugp.jp/navi_news/73

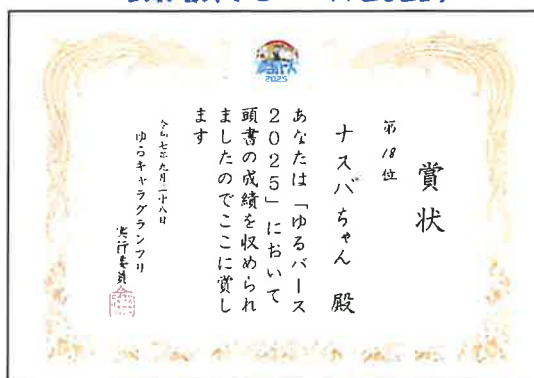


昨年、初参加で 18 位(299 体中)と

大健闘したナスバちゃん！

ナスバや介護料の存在を、たくさんの方に知ってもらうため、今年も、ゆるキャラの人気投票に挑戦します！

表彰状(ゆるバス 2025)



今年は **8/1~10/3** までが投票期間です！

1日1票投票できるので、ぜひ応援をお願いします！



会場の様子(ゆるバス 2025)



ゆるバスの情報は「ナスバちゃんのお部屋」でもご紹介していきますので、気になる方は是非チェックしてみてください！

<https://www.nasva.go.jp/nasvachan/index.html>



～『公益財団法人 交通遺児等育成基金』の給付事業のご案内～

【重度後遺障害を負われた方のお子様も対象になります】

交通遺児等育成基金では、自動車事故により重度後遺障害を負われた方のお子様（義務教育終了前）がいらっしゃる、生活困窮家庭を対象に生活・学業のための資金の給付等を行う支援給付事業（社会福祉事業）を実施しております。詳細については以下をご覧くださいの上、ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

●越年資金（えつねんしきん）

金額	義務教育終了前のお子様 1 人につき30,000円
支給時期（予定）	令和8年12月10日（木）
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前のお子様がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭に対して、新年を迎えるに当たっての生活資金を必要とする場合に支給します。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：令和8年11月10日（火）必着

●入学支度金

金額	小中学校へ入学するお子様 1 人につき60,000円
支給時期（予定）	令和9年3月10日（水）
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前のお子様がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭のお子様が小学校・中学校に入学する際にお祝いとして支給します。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：令和9年2月12日（金）必着

●進学等支援金

金額	進学または就職するお子様 1 人につき60,000円
支給時期	令和9年2月10日（水）（第1回支給日。以降は申込・審査終了後、随時支給。）
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前のお子様がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭のお子様が進学または就職する場合に激励として支給します。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：令和9年1月20日（水）（第1回締切日。以降6月末日まで随時受付。）

●緊急時見舞金

金額	①お子様またはその扶養者が死亡または重度後遺障害を負った場合 1 家庭につき100,000円 ②災害によりお子様の居住する家屋が全壊・半壊の被害を受けた場合 1 家庭につき100,000円（その他被害 1 家庭につき50,000円）
支給時期	申込確認後随時
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前のお子様がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭が、不幸や災害被害に遭われた場合にお見舞い金として支給します。 ※申込にあたっては、事前にご連絡下さい。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：随時受付

※掲載日現在の情報です。最新の情報はホームページをご覧ください。

◆お問い合わせ先：公益財団法人 交通遺児等育成基金

電話 0120-16-3611(通話料無料) または 03-5212-4511

ホームページ <http://www.kotsuiji.or.jp>



「相談支援業務」のご案内

国土交通省では、ナスバにおける相談支援業務の一環として、自動車事故被害者・遺族団体による相談支援業務を開始しており、随時実施団体を更新しております。

相談支援業務は、皆様の精神的負担の軽減を図るため、同じ悩みを持つ当事者が所属する自動車事故被害者・遺族団体が、無料で相談をお受けするものです。

<相談窓口一覧>

主管	団体名	電話番号	開設時間
札幌	NPO 法人コロボックルさっぽろ (北海道札幌市)	050-3149-4035	月～金 10:00～21:00
仙台	特定非営利活動法人いわて高次脳機能障害友の会イーハトーヴ (岩手県盛岡市)	050-3149-4015	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
仙台	一般社団法人どんまいネットみやぎ (宮城県仙台市)	050-3150-5169	月～金 10:00～21:00
東京	一般社団法人交通事故被害者家族ネットワーク (東京都中央区)	050-3149-3929	月～金 9:00～21:00
東京	公益社団法人全国青髄損傷者連合会 (東京都目黒区)	050-3149-3927	月～金 10:00～18:00
東京	一般社団法人関東交通犯罪遺族の会(あいの会) (東京都豊島区)	050-3116-1515	火～日 11:00～22:00
東京	特定非営利活動法人いのちのミュージアム (東京都日野市)	050-3149-4003	木～日 9:00～17:00、18:00～21:00
名古屋	高次脳機能障害者サポートセンター笑い太鼓 (愛知県名古屋市)	050-3150-5146	月、水、金 10:00～21:00
大阪	兵庫頭脳損傷者連絡会 (兵庫県三田市)	050-3149-4041	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	社会福祉法人萌生会高次脳機能障害サポートネットひろしま (広島県広島市)	050-3150-5138	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	NPO 法人日本頭脳損傷 LifeNet (広島県廿日市市)	050-3150-5115	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	一般社団法人 高次脳機能障害友の会ひろしま びあーず (広島県廿日市市)	050-3150-5239	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	グリーンサポートやまぐち (山口県防府市)	050-3149-4043	月～日 9:00～18:00、19:00～22:00
高松	一般社団法人 IINE (香川県木田郡)	050-3150-5196	月～水、金 10:00～18:00、18:00～21:00
福岡	NPO 法人 福岡・翼の会 (福岡県福岡市)	050-3150-5199	月、水、金 9:00～17:00、18:00～21:00

※自動車事故被害者の方のための相談窓口一覧となります。

※電話して繋がらなかった場合、留守番電話サービスに移行します。お手数ですが、お名前や電話可能な時間等を残していただき、相談支援業務実施団体からの折り返し電話をお待ちください。

※相談窓口一覧は、ナスバ HP にも掲載されています。

休暇予定など詳細につきましては、HP をご覧ください。

<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/soudan-shien.html>

ピアサポートをぜひご利用ください！



● ナスバ所在地一覧 ●

令和8年6月1日 現在

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X
本 部	〒130-0013	東京都墨田区錦糸 3-2-1 アルカイースト 19 階	03-5608-7560	03-5608-8610
札幌主管支所	〒060-0032	北海道札幌市中央区北 2 条東 12-98-42 北 2 条新川ビル 8 階	011-218-8155	011-218-8156
函 館 支 所	〒041-0806	北海道函館市美原 1-18-10 函館東京海上日動ビル 3 階	0138-88-1007	0138-44-0555
釧 路 支 所	〒085-0018	北海道釧路市黒金町 7 丁目 4-1 太平洋興発ビル 2 階	0154-32-7021	0154-32-7023
旭 川 支 所	〒079-8442	北海道旭川市流通団地 2 条 4-32-1 旭川地区トラック研修センター 2 階	0166-40-0111	0166-40-0112
仙台主管支所	〒984-0015	宮城県仙台市若林区卸町 5-8-3 宮城県トラック会館 2 階	022-204-9902	022-782-1825
福 島 支 所	〒960-8031	福島県福島市栄町 7-33 福島トヨタビル 8 階	024-522-6626	024-522-6627
岩 手 支 所	〒020-0871	岩手県盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋 106 ビル 5 階	019-652-5101	019-652-5150
青 森 支 所	〒030-0843	青森県青森市大字浜田字豊田 139-21 青森県交通会館 3 階	017-739-0551	017-739-0552
山 形 支 所	〒990-0031	山形県山形市十日町 2-4-19 ハーモニー山形ビル 2 階	023-609-0500	023-615-6037
秋 田 支 所	〒010-0962	秋田県秋田市八橋大畑 2-12-53 秋田県自動車会館 3 階	018-863-5875	018-863-5864
新潟主管支所	〒950-0965	新潟県新潟市中央区新光町 6-4 新潟県トラック総合会館 2 階	025-283-1141	025-283-1143
長 野 支 所	〒381-8556	長野県長野市南長池 710-3 長野県トラック会館 2 階	026-480-0521	026-263-1570
石 川 支 所	〒920-8213	石川県金沢市直江東 1-2 石川県自動車会館 2 階	076-239-3207	076-239-3208
富 山 支 所	〒939-2708	富山県富山市婦中町島本郷 1-5 富山県トラック会館 1 階	076-421-1631	076-421-1637
東京主管支所	〒130-0013	東京都墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル 8 階	03-3621-9941	03-3621-9944
神 奈 川 支 所	〒222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 1-2-1 新横浜ファーストビル 8 階	045-471-7401	045-471-7405
千 葉 支 所	〒261-7125	千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト 25 階	043-350-1730	043-350-1731
埼 玉 支 所	〒330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町 3-12-6 ジェイ・エス・ワンビル 6 階	048-824-1945	048-824-1946
茨 城 支 所	〒310-0026	茨城県水戸市泉町 3-1-28 第 2 中央ビル 4 階	029-226-0591	029-226-0592
群 馬 支 所	〒370-0006	群馬県高崎市問屋町 4-5-4 高崎トラック会館 2 階	027-365-2770	027-365-2771
栃 木 支 所	〒320-0811	栃木県宇都宮市大通り 2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル 2 階	028-651-2701	028-651-2703
山 梨 支 所	〒406-0034	山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-7 山梨県自動車総合会館 3 階	055-262-1088	055-262-1089
名古屋主管支所	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦 1-18-22 名古屋 AT ビル 8 階	052-218-3017	052-218-3018
静 岡 支 所	〒420-0837	静岡県静岡市葵区日出町 1-2 TOKAI 日出町ビル 1 階	054-687-3421	054-205-1617
岐 阜 支 所	〒500-8842	岐阜県岐阜市金町 4-30 明治安田生命岐阜金町ビル 7 階	058-263-5128	058-263-0051
三 重 支 所	〒510-0085	三重県四日市市諏訪町 4-5 四日市諏訪町ビル 8 階	059-350-5188	059-350-5189
福 井 支 所	〒910-0005	福井県福井市大手 3-2-1 福井ビル 6 階	0776-22-6006	0776-22-6146
大阪主管支所	〒540-0028	大阪府大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通 F N ビル 10 階	06-6942-2804	06-6942-2807
京 都 支 所	〒612-8418	京都府京都市伏見区竹田向代町 51-5 京都自動車会館 4 階	075-694-5878	075-694-5875
兵 庫 支 所	〒651-0083	兵庫県神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル 11 階	078-271-7601	078-271-7603
滋 賀 支 所	〒524-0104	滋賀県守山市木浜町 2298-4 滋賀県トラック総合会館 2 階	077-585-8290	077-585-8291
奈 良 支 所	〒630-8122	奈良県奈良市三条本町 9-21 J R 奈良伝宝ビル 6 階	0742-32-5671	0742-32-5672
和 歌 山 支 所	〒640-8157	和歌山県和歌山市八番丁 11 日本生命和歌山八番丁ビル 7 階	073-431-7337	073-431-8092
広島主管支所	〒733-0036	広島県広島市西区観音新町 2-4-25 第一菱興ビル 1 階	082-297-2255	082-297-2251
鳥 取 支 所	〒680-0006	鳥取県鳥取市丸山町 219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル 2 階	0857-24-0802	0857-24-0861
島 根 支 所	〒690-0007	島根県松江市御手船場町 553-6 松江駅前エスビル 3 階	0852-25-4880	0852-25-4887
岡 山 支 所	〒700-0941	岡山県岡山市北区青江 1-22-33 岡山県トラック総合研修会館 3 階	086-232-7053	086-231-6742
山 口 支 所	〒753-0814	山口県山口市吉敷下東 1-3-1 山陽ビル吉敷 2 階	083-924-5419	083-924-7614
高松主管支所	〒760-0066	香川県高松市福岡町 3-3-6 香川県トラック協会安全研修センタービル 2 階	087-851-6963	087-851-6962
徳 島 支 所	〒770-0003	徳島県徳島市北田宮 2-14-50 徳島県トラック会館 2 階	088-631-7799	088-631-7781
愛 媛 支 所	〒791-1114	愛媛県松山市井門町 1081 番地 1 愛媛県トラック総合サービスセンター 1 階	089-960-0102	089-960-0103
高 知 支 所	〒781-8016	高知県高知市南ノ丸町 5-17 高知県トラック会館 2 階	088-831-1817	088-831-1824
福岡主管支所	〒812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル 4 階	092-451-7751	092-451-7753
佐 賀 支 所	〒840-0816	佐賀県佐賀市駅南本町 6-4 佐賀中央第一生命ビルディング 4 階	0952-29-9023	0952-29-9024
長 崎 支 所	〒850-0033	長崎県長崎市万才町 7-1 TBM 長崎ビル 11 階 (旧:住友生命長崎ビル)	095-821-8853	095-821-8854
熊 本 支 所	〒860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町 4-7 朝日新聞第一生命ビルディング 6 階	096-322-5229	096-322-5261
大 分 支 所	〒870-0905	大分県大分市向原西 1-1-27 大分県トラック会館ビル 3 階	097-558-3155	097-558-3156
宮 崎 支 所	〒880-0913	宮崎県宮崎市恒久 1-7-21 宮崎県トラック協会総合研修会館 2 階	0985-53-5385	0985-53-5396
鹿 児 島 支 所	〒890-0033	鹿児島県鹿児島市西別府町 2941-19 鹿児島県トラック研修センター 2 階	099-282-5435	099-282-5437
沖 縄 支 所	〒900-0021	沖縄県那覇市泉崎 2 丁目 103 番地 4 沖縄県ハイヤー・タクシー協会 3 階	098-916-4860	098-835-4214

※上記の各主管支所では、介護料を受給されている皆様とそのご家族のための「在宅介護相談窓口」を設けて電話相談をお受けしております。

詳しくは本誌裏表紙をご参照ください。

● 在宅介護相談窓口(電話相談)のご案内 ●

ナスバでは、各主管支所に「在宅介護相談窓口」(以下「相談窓口」といいます。)を開設しています。

この「相談窓口」は、看護師や介護福祉士などの専門的な資格と経験をあわせ持つ相談員を配置することにより読者の皆さまからの電話によるご相談に対応しています。

介護に関するご相談をはじめとする様々な内容につきまして、お気軽にご利用下さい。

主管支所名	電話番号	曜日	時間帯
札幌主管支所	011-218-8155	毎開業日	8:30-12:00 13:00-17:15
仙台主管支所	022-204-9902	金	10:00-12:00 13:00-15:00
新潟主管支所	025-283-1141	(第2・第4)木	9:00-12:00 13:00-16:00
東京主管支所	03-3621-9941	火・金	9:00-12:00 13:00-16:00
名古屋主管支所	052-218-3017	木	9:00-12:00 13:00-17:00
		金	13:00-17:00
大阪主管支所	06-6942-2804	水	13:00-17:00
広島主管支所	082-297-2255	毎開業日	9:00-12:00 13:00-17:15
高松主管支所	087-851-6963	金	10:00-12:00 13:00-15:00
福岡主管支所	092-451-7751	木	13:00-17:00

被害者援護業務における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取得

独立行政法人自動車事故対策機構(以下「ナスバ」という。)は、独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第4号に規定する介護料支給業務による介護料受給者(以下「介護料受給者」という。)及び自動車事故対策機構交通遺児友の会会員(以下「友の会会員」という。)の個人情報を取得する際には、業務上必要な範囲に限り、適法かつ公正な手段によって取得いたします。

2. 個人情報の利用目的

ナスバは、上記1.により取得した個人情報を、介護料受給者又は友の会会員の同意無くして利用目的の範囲を超えて利用しません。

ナスバが取得した個人情報は、以下の目的に利用いたします。

- ①介護料支給のための名簿作成
- ②友の会会員の活動のための名簿作成
- ③被害者援護業務に関する効果等測定のための調査

3. 個人情報の第三者への提供

ナスバは、1.により取得した個人情報を介護料受給者又は友の会会員ご本人の同意無く第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の取扱いの委託

ナスバは、利用目的を達成するために必要な範囲において、上記1.により取得した個人情報の取扱いを、2.③の調査の受託事業者に委託することがあります。

ナスバが個人情報の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

5. 個人情報の保管

ナスバは、上記1.により取得した個人情報を、介護料受給者又は友の会会員の資格を失った年度経過後5年間適切に保管いたします。

6. その他

ナスバの個人情報の取扱いに関するご質問は、本部下記部署までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】(独)自動車事故対策機構 被害者援護部介護料グループ
TEL: 03-5608-7560

ナスバ交通事故被害者ホットラインのご案内

【ナスバ交通事故被害者ホットライン】では、交通事故被害者やそのご家族等の皆様のお困り事の内容に応じて、無料で相談いただける窓口をご案内しています。

NASVA

交通事故被害者ホットライン

☎0570-000738

※受付時間 10:00~12:00

13:00~16:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。

または、03-6853-8002 をご利用下さい。

「ほほえみ」2026年『夏号』第94号

令和8年6月30日発行

発行 独立行政法人自動車事故対策機構

〒130-0013東京都墨田区錦糸3-2-1

TEL 03-5608-7560

FAX 03-5608-8610

ホームページ <http://www.nasva.go.jp>